

# ～確定申告が不要な給与所得者・年金所得者の方へ～ ふるさと納税のワンストップ特例制度について



平成27年4月1日から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。  
この制度は、確定申告をする必要のない給与所得者の方などが「ふるさと納税」をされた場合に  
土幌町を含め納税（寄付）先が5団体以内で確定申告を行わない方に限り申請書を提出することで、  
確定申告を行わなくても寄付金控除が受けられる制度です。

## ★ワンストップ特例制度を利用するための条件（必ず事前にご確認ください）

### ■確定申告をする必要がない

※給与所得のみの方でも、医療費控除のために確定申告が必要な方などは、確定申告で寄付金控除を申請してください。

### ■1年間の寄付先が5自治体以内である

※1つの自治体に複数回寄付をしても“1自治体”とカウントします。  
もし6回以上寄付を行っていても、寄付先が5自治体以内であればOKです。



## ★申請方法

制度の利用を希望される方は、寄付申し込みをされる際に**申請書**の送付をお申し込みください。

### 【ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」で寄付を申し込みされる方】

→ふるさとチョイスの土幌町の申込みフォームで、ワンストップ特例制度の【申請書の要望】にチェックを入れ、性別と生年月日を入力してください。

### 【土幌町の「寄付申込書」で寄付を申込みされる方】

→寄付申込書の4.寄付金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例制度）で「希望する」にチェックを入れ、性別と生年月日を記入してください。

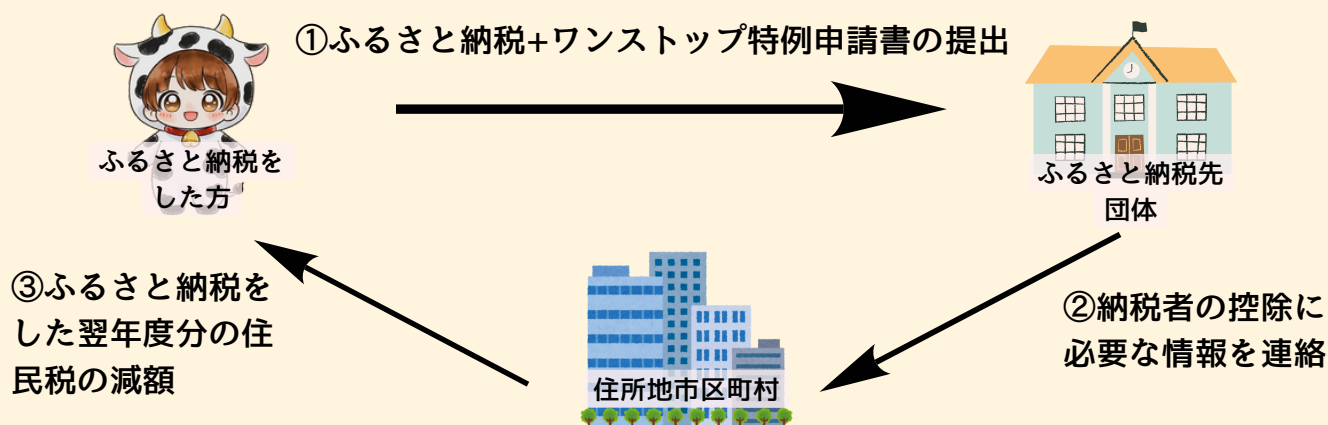


## ！ご注意ください！

ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告を行った場合（医療費控除などを含む）や6自治体以上に寄付を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となります。

ワンストップ特例の申請内容（住所・氏名など）の変更が生じた場合は、所定の様式により変更手続きが必要となりますので、土幌町までのご連絡ください。

## ふるさと納税ワンストップ特例が運用される場合



お問合せ先：土幌町役場 地域戦略課ふるさと未来係（☎01564-5-2600）

